

○津山市建築物耐震診断等事業費補助金交付要綱

平成18年3月31日

津山市告示第191号

津山市木造住宅耐震診断事業費補助金交付要綱（平成14年津山市告示第84号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 市長は、地震に対する建築物の安全性の向上を図り、もって公共の福祉の確保に資するため、民間建築物の耐震診断等に要する経費の一部を予算の範囲内において補助するものとし、その交付に関しては、津山市補助金等交付規則（昭和42年津山市規則第13号）に定めるもののほか、この告示の定めるところによる。

（定義）

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（1） 耐震診断等 既存の建築物の耐震性を把握するために行う次に掲げるもの及びこれに付随する調査等をいう。ただし、建築物の用途変更に伴うものを除く。

ア 次に掲げる方法に基づき行う既存建築物の耐震診断、補強計画の作成又は補強計画後の耐震診断

（ア） 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（平成18年国土交通省告示第184号）別添の建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項に定める方法

（イ） 岡山県木造住宅耐震診断マニュアル（以下「マニュアル」という。）に掲げる一般診断法又は精密診断法

イ 構造計算書等の既存設計図書の内容確認及び現地調査

ウ 構造計算の再計算及び現地調査

エ 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第5条第1項の住宅性能評価（既存住宅に関するものであって、評価方法基準（平成13年国土交通省告示第1347号）第5の1-1の規定による耐震等級（構造躯体の倒壊等防止）の評価のあるものに限る。以下「既存住宅性能表示制度に係る性能評価」という。）

（2） 住宅 建築物のうち、一戸建の住宅、長屋及び共同住宅（店舗等の用途を兼ねるもの（店舗等の用に供する部分の床面積が述べ床面積の2分の1未満のものをいう。）を含む。）をいう。

（3） 指示対象建築物 建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号。次号並びに第6条第4号及び第5号において「耐促法」という。）第15条第2項に規定する特定既存耐震不適格建築物をいう。

（4） 避難路沿道建築物 耐促法第7条第2号及び第3号に規定する建築物をいう。

（補助対象者）

第3条 この告示の規定による補助金（以下「補助金」という。）の交付を受けることが

できる者（以下「補助対象者」という。）は、国土交通省の社会資本整備総合交付金又は地域防災拠点建築物整備緊急促進事業補助金交付要綱（令和3年3月31日付け国住街第223号、国住市第156号国土交通省住宅局長通知）に基づく補助金を活用し、耐震診断等を実施する者であって、次の各号に掲げる要件の全てに該当するものとする。

（1） 別表第1の事業区分に応じて耐震診断等を行う民間建築物（市内に存するものに限る。）の所有者（区分所有建築物にあっては、建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）第3条に規定する団体）であること。

（2） 市税を完納していること。

（3） 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第1項第6号に規定する暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含む。）でないこと。

（補助金の交付の制限）

第3条の2 他に定める耐震診断等に類する補助制度の対象となっているものについては、補助金の交付の対象としない。

（補助対象耐震診断等）

第4条 補助金の交付の対象となる耐震診断等は、次の各号に掲げる要件の全てに該当するものとする。ただし、第2条第1号エに該当する耐震診断等は、この限りでない。

（1） 別表第1の事業区分に応じて次に掲げる者が行うものであること。

ア 木造住宅耐震診断事業 岡山県木造住宅耐震診断員認定要綱第3条第1項の規定により岡山県木造住宅耐震診断員名簿に登録された者（補助対象者の委託を受けた一般社団法人岡山県建築士事務所協会（以下「協会」という。）が指定した者に限る。）

イ 戸建住宅耐震診断事業及び建築物耐震診断事業 建築物の構造実務実績等を勘案し岡山県知事が指定した建築士事務所に所属する建築士（補助対象者の委託を受けた建築士事務所が指定した建築士に限る。）。

ウ 避難路沿道建築物耐震診断事業 建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則（平成7年建設省令第28号）第5条第1項各号に規定する者

（2） 当該耐震診断等の完了後、その結果について岡山県知事が指定する耐震評価機関の評価を受けたものであること。ただし、避難路沿道建築物の耐震診断等の結果については、既存建築物耐震診断・改修等推進全国ネットワーク委員会が定める耐震判定委員会登録要綱の規定に基づき登録を受けた耐震判定委員会又はその他岡山県知事が認めた機関の評価を受けたものをもってこれに代えることができる。

（補助対象経費及び補助率等）

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助率等は、別表第1に定めるところによる。ただし、補助対象経費について、消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税の額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定による仕入に係る消費税額として控除することができる額及び当該額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税率を乗じて

得た額の合計額をいう。以下同じ。)が含まれる場合にあつては、当該消費税仕入控除税額は、補助対象経費から控除するものとする。

- 2 前項ただし書の規定による消費税仕入控除税額の控除を行わなかった補助対象者において、補助金の交付を受けた後に消費税仕入控除税額が確定した場合にあつては、当該補助対象者は、別に定めるところにより速やかに市長にその報告を行い、当該交付を受けた補助金の額と当該確定後の消費税仕入控除税額を補助対象経費から控除した場合の補助金の額との差額を返還しなければならない。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、津山市建築物耐震診断等事業費補助金交付申請書(様式第1号又は様式第2号)に、次の各号に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

- (1) 耐震診断等を受けようとする建築物の位置図
- (2) 耐震診断等を受けようとする建築物の所有者及び工事着手時期が分かるもの
- (3) 事業計画書(変更事業計画書)(様式第3号。ただし、様式第1号(精密診断の場合に限る。)又は様式第2号による申請の場合に限る。)
- (4) 配置図及び道路関係立面図(様式第4号。ただし、耐促法第14条第3号の通行障害建築物に該当する場合に限る。)
- (5) 耐促法第7条に規定する要安全確認計画記載建築物であることが分かるもの(避難路沿道建築物に該当する場合に限る。)
- (6) その他市長が必要と認める書類

(交付決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請があつたときは、速やかにその内容を審査して補助金の交付の可否を決定し、申請者に通知するものとする。

(計画の変更等)

第8条 補助金の交付の決定を受けた者(以下「補助決定者」という。)は、補助事業(補助金の交付の対象となる耐震診断等をいう。以下同じ。)の内容を変更し、又は中止しようとするときは、速やかに津山市建築物耐震診断等事業変更・中止承認申請書(様式第5号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 市長は、前項の承認をしたときは、申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第9条 補助決定者は、補助事業が完了したときは、当該完了の日から起算して10日を経過する日又は補助金の交付決定を受けた日の属する会計年度の末日のいずれか早い日までに津山市建築物耐震診断等事業実績報告書(様式第6号)に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実績明細書(様式第7号。ただし、岡山県木造住宅耐震診断マニュアルによる耐震診断等にあつては、添付を要しない。)
- (2) 耐震診断等の結果報告書
- (3) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付等)

第10条 市長は、前条の規定による実績報告書の提出があったときは、その内容を審査し、適正と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助決定者に通知する。

2 補助決定者が補助金の請求をしようとするときは、津山市建築物耐震診断等事業補助金交付請求書(様式第8号)を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の請求書の提出が適正に行われたことを確認の上、補助金を交付するものとする。

(代理受領)

第11条 補助決定者は、補助金の受領について、第4条第1号ウに規定する者又は当該者が属する設計事務所等に委任することができる。

2 前項の場合において、補助決定者は、第9条に規定する報告書に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 補助金の代理受領に係る委任状

(2) 耐震診断等に係る請求書の写し

(3) 前号に掲げる請求書の金額から補助金の額を差し引いた金額の領収書の写し

3 第1項の規定にかかわらず、木造住宅耐震診断等事業(精密診断法による耐震診断等を除く。次項において同じ。)の補助決定者は、補助金の受領を協会に行わせるものとする。

4 協会は、補助決定者から木造住宅耐震診断等事業を受託したときは、前項の規定に同意したものとみなす。

(公表)

第12条 市長は、本事業の耐震診断等の結果を遅滞なく公表するものとする。

2 公表の対象となる建築物の種類、公表の方法等は、市長が別に定める。

(取引上の開示)

第13条 本事業の耐震診断等を実施した建築物の所有者は、当該建築物を第三者に譲渡し、又は貸与しようとするときは、譲渡人又は賃貸人に、耐震診断等の結果を開示しなければならない。

(その他)

第14条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この告示は、平成18年4月1日から施行し、平成18年度分の補助金から適用する。

付 則(平成19年6月27日告示第54号)

この要綱は、公示の日から施行する。

付 則(平成20年3月31日告示第202号)

この要綱は、平成20年4月1日から施行し、平成20年度分の補助金から適用する。

付 則(平成20年8月18日告示第89号)

この要綱は、公示の日から施行し、平成20年度分の補助金から適用する。

付 則（平成 22 年 7 月 1 日告示第 60 号）

この要綱は、公示の日から施行する。

付 則（平成 23 年 4 月 1 日告示第 19 号）

この要綱は、公示の日から施行する。

付 則（平成 26 年 7 月 1 日告示第 64 号）

この要綱は、公示の日から施行する。

付 則（平成 28 年 3 月 31 日告示第 226 号）

この告示は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（平成 29 年 6 月 1 日告示第 76 号）

この告示は、公示の日から施行する。

付 則（平成 31 年 3 月 31 日告示第 266 号）

この告示は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（令和元年 8 月 30 日告示第 117 号）

（施行期日）

1 この告示は、令和元年 10 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この告示による改正前の津山市建築物耐震診断等事業費補助金交付要綱第 7 条の規定により補助金の交付の決定を受け、かつ、令和元年 10 月 1 日以後に完了する補助事業（木造住宅耐震診断事業に係るものを除く。）に係る補助金については、この告示による改正後の津山市建築物耐震診断等事業補助金交付要綱の規定を適用する。

付 則（令和 3 年 3 月 31 日告示第 318 号）

（施行期日）

1 この告示は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行の際、この告示による改正前の津山市建築物耐震診断等事業費補助金交付要綱に定める様式により作成された用紙のあるときは、この告示の規定にかかわらず、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

別表第 1（第 3 条・第 4 条・第 5 条関係）

補助の対象			補助率等
事業区分	建築物	経費	
木造住宅耐震診断事業	次に掲げる要件の全てに該当する住宅 (1) 昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工された一戸建の住宅（店舗、事務所等住宅以外の用途を兼ねる住宅にあって	次に掲げる経費の合計額（1 棟につき 136,000 円（マニュアルに掲げる一般診断法によるものについては、面積が 200m ² 以内のものにあっては 1 棟につき 90,000 円、20	(1) 国土交通省の社会資本整備総合交付金の効果促進事業を活用した一般診断法によるものに

	<p>は、住宅以外用途の床面積が2分の1未満のものに限る。)であること。</p> <p>(2) 構造が次に掲げる工法以外の木造であること。</p> <p>ア 丸太組工法</p> <p>イ 建築基準法の一部を改正する法律(平成10年法律第100号)第3条の規定による改正前の建築基準法(昭和25年法律第201号)第38条の規定に基づく認定工法</p> <p>(3) 地上階数が2以下であること。</p> <p>(4) この表の避難路沿道建築物耐震診断事業(第2条第1号アに掲げる補強計画の作成及び補強計画後の耐震診断を行う場合を除く。以下この表において同じ。)の項建築物の欄に掲げる建築物以外の建築物</p>	<p>0m²を超えるものについては1棟につき90,000円に200m²を超える面積100m²までごとに10,000円を加算した額)を上限とする。)</p> <p>(1) 耐震診断等の経費(第2条第1号アに該当するものにおいてマニュアルに掲げる一般診断法又は精密診断法によるものに限り、同号エに該当するものにおいては耐震性能に係る評価の費用相当分の経費に限る。)</p> <p>(2) 第4条第2号の評価に係る経費</p>	<p>については、面積が200m²以内のものにおいては80,000円、200m²を超えるものにおいては80,000円に200m²を超える面積100m²までごとに8,000円を加算した額とする。</p> <p>(2) (1)以外のものについては、補助対象経費の3分の2以内。ただし、1棟につき90,000円を限度とする。</p>
<p>戸建住宅耐震診断事業</p>	<p>次に掲げる要件の全てに該当する住宅</p> <p>(1) 昭和56年5月31日以前に着工された建築物であること。</p> <p>(2) この表の木造住宅耐震診断事業及び避難路沿道建築物耐震診断事業の項建築物の欄に掲げる住宅及び建築物以外の一戸建住宅であること。</p>	<p>次に掲げる経費の合計額(1棟につき136,000円を限度とする。)</p> <p>(1) 耐震診断等の経費(第2条第1号エに該当するものにおいては、耐震性能に係る評価の費用相当分の経費に限る。)</p> <p>(2) 第4条第2号の評価に係る経費</p>	<p>補助対象経費の3分の2以内。ただし、1棟につき90,000円を限度とする。</p>
<p>建築物耐震診断事業</p>	<p>次に掲げる要件の全てに該当する建築物</p> <p>(1) 昭和56年5月31日以前に着工された建築物であること。</p> <p>(2) この表の木造住宅耐震診断事業、戸建住宅耐震診断事</p>	<p>次に掲げる経費の合計額(1,000m²以内の部分は1m²につき3,670円、1,000m²を超えて2,000m²以内の部分は1m²につき1,570円、2,000m²を超える部分は1m²につき1,050円として算出</p>	<p>補助対象経費の3分の2以内。ただし、次に掲げる額を限度とする。</p> <p>(1) 指示対象建築物 1棟につき3,000,0</p>

	業及び避難路沿道建築物耐震診断事業の項建築物の欄に掲げる住宅及び建築物以外の建築物であること。	した額の合計額を限度とする。) (1) 耐震診断等の経費 (第2条第1号エに該当するものにあつては、耐震性能に係る評価の費用相当分の経費に限る。) (2) 第4条第2号の評価に係る経費	00円 (2) (1)以外のもの1棟につき1,500,000円
避難路沿道建築物耐震診断事業	避難路沿道建築物	次に掲げる経費の合計額 (マニュアルに掲げる一般診断法によるものについては、面積が200m ² 以内のものにあつては1棟につき71,200円、200m ² を超えるものにあつては1棟につき71,200円に200m ² を超える面積100m ² までごとに9,100円を加算した額、マニュアルに掲げる一般診断法以外によるものについては、面積が1,000m ² 以内の部分は1m ² につき3,670円、1,000m ² を超えて2,000m ² 以内の部分は1m ² につき1,570円、2,000m ² を超える部分は1m ² につき1,050円として算出した額の合計額に、設計図書の復元及び第4条第2号の評価に係る経費以外の経費 (1,570,000円を限度とする。) を加算した額を上限とする。) (1) 耐震診断等の経費 (第2条第1号アに掲げる補強計画の作成及び補強計画後の耐震診断に係るもの並びに同号エに係るものを除く。) (2) 第4条第2号の評価に係る経費	補助対象経費以内

様式第1号（第6条関係）

津山市建築物耐震診断等事業費補助金交付申請書
（木造住宅耐震診断事業）

年 月 日

津山市長 殿

申請者 住 所
氏 名
電話番号

※本人（代表者）が署名しない場合は、記名押印してください。

津山市建築物耐震診断等事業費補助金の交付を受けたいので、津山市建築物耐震診断等事業費補助金交付要綱第6条の規定により、次のとおり申請します。

申請に当たっては、以下の項目に同意します。

- ・同要綱第12条の規定に基づき耐震診断等の結果を公表すること。
- ・暴力団員でないことを確認するため、必要な場合に本申請に関する個人情報を岡山県警察本部に照会すること。
- ・同要綱第11条第3項の規定による代理受領制度を利用し、一般社団法人岡山県建築士事務所協会が補助金を受領すること。

所 有 者	住所 氏名			電話
事 業 区 分	<input type="checkbox"/> 耐震診断 （ <input type="checkbox"/> 一般診断法 ・ <input type="checkbox"/> 精密診断法 ） <input type="checkbox"/> 補強計画及び計画後診断 （ <input type="checkbox"/> 一般診断法 ・ <input type="checkbox"/> 精密診断法 ）			
建築物の概要	所 在 地	津山市		
	構 造	木造 地上 階・地下 階		
	規 模	建築面積	m ²	延床面積
	用 途	住 宅	一戸建・併用の場合 (店舗・事務所・その他())	
			併用部分の延床面積	m ²
建築年月日	年	月	日	着工
補助事業着手年月日及び完了年月日(予定)	着手年月日	年	月	日
	完了年月日	年	月	日
補助事業経費所要額	円			
補助対象経費	円			
補助金交付申請額	円			
建築物の耐震改修の促進に関する法律第14条第3号の通行障害建築物の該当の有無	<input type="checkbox"/> 有り （前面道路の道路幅員 m） <input type="checkbox"/> 無し			

添付書類	1 付近見取図(都市計画図S=1/2,500等で位置が分かるもの) 2 申請建築物の登記事項証明書の写し等(所有者及び工事着手時期が分かるもの) 3 建築物の2面以上の外観写真(基礎の状態が判明するもの) 4 事業計画書(様式第3号)(精密診断の場合のみ添付) 5 その他同要綱第6条に規定するもの
※ 担当課 所見	

注 ※印の欄は記入しないでください。

様式第2号(第6条関係)

津山市建築物耐震診断等事業費補助金交付申請書
(戸建て住宅・一般建築物・避難路沿道建築物)

年 月 日

津山市長 殿

申請者 住所
氏名
電話番号

※本人(代表者)が署名しない場合は、記名押印してください。

津山市建築物耐震診断等事業費補助金の交付を受けたいので、津山市建築物耐震診断等事業費補助金交付要綱第6条の規定により、次のとおり申請します。

なお、津山市建築物耐震診断等事業費補助金交付要綱第12条及び公表に関する規定に基づき行われる耐震診断等の結果の公表については同意し、異議を一切申し立てません。

所有者 (個人・管理組合)	住所 氏名	電話
所有者 (法人)	住所 法人名	電話
事業区分	<input type="checkbox"/> 戸建住宅耐震診断事業 <input type="checkbox"/> 建築物耐震診断事業	
建築物の概要	建築物の名称	
	所在地	津山市
	構造	木造・鉄骨造・鉄筋コンクリート造・鉄骨鉄筋コンクリート造・その他()
	規模	地上階・地下階 建築面積 m ² 延床面積 m ²
	用途	専用住宅・併用()住宅・長屋住宅(戸) 共同住宅(戸)・学校・体育館・保育所・病院・診療所・老人ホーム・百貨店・マーケット・事務所・ホテル・旅館・その他()
	建築年月日	年 月 日 着工
	建築確認	年 月 日 第 号
	検査済証	年 月 日 第 号
設計図書	意匠設計図 全部有 ・ 一部有 ・ 無 構造設計図 全部有 ・ 一部有 ・ 無 構造計算図 全部有 ・ 一部有 ・ 無	
補助事業着手年月日及び完了年月日(予定)	着手年月日 年 月 日 完了年月日 年 月 日	
補助事業経費所要額	円 補助対象経費 円	
補助金交付申請額	円	
契約予定の建築士事務所等の名称	※避難路沿道建築物の場合(診断者:)	
消費税仕入控除税額の控除対象事業者の該当の有無	<input type="checkbox"/> 有り <input type="checkbox"/> 無し	
建築物の耐震改修の促進に関する法律第14条第3号の通行障害建築物の該当の有無	<input type="checkbox"/> 有り <input type="checkbox"/> 無し ※有りの場合は、前面道路の道路幅員 m	

※添付書類

- 1 付近見取図(都市計画図S=1/2,500で位置がわかるもの)
- 2 申請建築物の登記事項証明書の写し等(所有者及び建築時期がわかるもの)
- 3 建築確認済証・検査済証の写し、その他の工事着手時期が推測できる書類
- 4 申請建築物の所有者が法人である場合は、当該法人の登記事項証明書の写し
- 5 申請建築物が区分所有建築物の場合は、建物の区分所有等に関する法律第3条に規定する管理組合の組合規約及び耐震診断等実施に係る決議書の写し
- 6 申請建築物の所有者と占有者(居住者)又は土地所有者が異なる場合は、これらの利害関係者の耐震診断等実施に係る同意書
- 7 耐震診断等に要する費用の見積書の写し
- 8 事業計画書(様式第3号)
- 9 配置図及び道路関係立面図(様式第4号)(建築物の耐震改修の促進に関する法律第14条第3号の通行障害建築物に該当がある場合のみ添付)
- 10 避難路沿道建築物の場合は、耐震対策緊急促進事業に基づく確認書の写し
- 11 その他市長が必要と認める書類

事業計画書（変更事業計画書）

既存建築物名称

区分	事業内容	①事業費 (円)	②補助対象 事業費 (千円)	③補助対象 経費 (千円)	補助対象経費内訳（千円）	
					④補助金額 (千円)	⑤申請者負担額 (千円)
耐震診断等	※耐震診断等の概要を記入。耐震診断の方法は、必ず明記すること。					
	・委託先（予定）建築士事務所名					
	・耐震評価機関（予定） ・診断者名（予定）（避難路沿道建築物の場合）					
合計						

- ※1 ①事業費は、耐震診断等についての委託契約予定額（見積額）
- 2 ②補助対象事業費は、契約予定額のうち補助対象外の項目の費用を除いた額（1,000円未満切捨て）
- 3 ③補助対象経費は、②の補助対象事業費（消費税仕入控除税額が含まれる場合にあつては、当該消費税仕入控除税額を控除した額）と下記の補助対象経費限度額とを比較していずれか少ない方の額（1,000円未満切捨て）
- 補助対象経費限度額 一戸建ての住宅（避難路沿道建築物を除く。以下同じ。）
→136,000円に住宅の棟数を乗じて得た額
- 一戸建ての住宅以外の全ての建築物（避難路沿道建築物を除く。以下同じ。）
- (1) 1,000㎡以内のとき →3,670円に面積（㎡）を乗じて得た額
- (2) 1,000㎡を超えて2,000㎡以内のとき →3,670,000円に、1,570円に1,000㎡を超える部分の面積（㎡）を乗じて得た額を加えた額
- (3) 2,000㎡を超えるとき →5,240,000円に、1,050円に2,000㎡を超える部分の面積（㎡）を乗じて得た額を加えた額
- 避難路沿道建築物 →委託契約予定額（見積額）
- 4 ④補助金額は、③×2/3（1,000円未満切捨て）の額と下記の補助限度額とを比較していずれか少ない方の額
- 補助限度額 一戸建ての住宅 →88,000円に住宅の棟数を乗じて得た額
- 一戸建ての住宅以外の全ての建築物 (1) 指示対象建築物 →1棟につき3,000,000円
- (2) (1)以外のもの →1棟につき1,500,000円
- 避難路沿道建築物 →③の額から耐震対策緊急促進事業補助金の額を控除した額以内
- 5 ⑤申請者負担額は、③-④の額

様式第4号(第6条関係)

配置図及び道路関係立面図

配置図	既存建築物名称：_____
-----	---------------

- ※ 縮尺1/200程度・A3サイズ(又はその他の縮尺・サイズのをA4折り)
- ※ 道路幅員、道路中心線、建築物の配置がわかる道路境界からの距離、道路関係立面図(断面図)が対応する位置を必ず明示すること。

道路関係立面図(断面図)	既存建築物名称：_____
--------------	---------------

- ※ 縮尺1/200程度・A3サイズ(又はその他の縮尺・サイズのをA4折り)
- ※ 道路幅員、道路中心線、道路境界から建築物までの距離、建築物の最高の高さを明示すること。
- ※ 建築物の耐震改修の促進に関する法律第14条第3号の通行障害建築物に該当するか否かを判断できるように、以下に示す地点から建築物の方向へ45度の角度で見上げて伸ばした直線及びこの直線と建築物の外壁線とが交わる点の高さを明示すること。
 - ・ 前面道路の幅員が12m以下の場合→道路境界線から道路方向に6mの地点
 - ・ 前面道路の幅員が12mを超える場合→道路境界線から道路方向に道路幅員の1/2の距離の地点

様式第5号（第8条関係）

津山市建築物耐震診断等事業変更・中止承認申請書

年 月 日

津山市長 殿

申請者 住 所
氏 名
電話番号

年 月 日付け津山市指令 第 号で補助金の交付決定を受けた耐震診断等事業について、内容の変更・中止の承認を受けたいので、津山市建築物耐震診断等事業費補助金交付要綱第8条の規定により、次のとおり申請します。

事業区分	<input type="checkbox"/> 木造住宅耐震診断事業 <input type="checkbox"/> 耐震診断（ <input type="checkbox"/> 一般診断法 ・ <input type="checkbox"/> 精密診断法） <input type="checkbox"/> 補強計画及び計画後診断 （ <input type="checkbox"/> 一般診断法 ・ <input type="checkbox"/> 精密診断法）		
	<input type="checkbox"/> 戸建住宅耐震診断事業 <input type="checkbox"/> 建築物耐震診断事業 <input type="checkbox"/> 避難路沿道建築物耐震診断事業		
建築物の所在地	津山市		
変更・中止の内容	変更の	変更前	
	場 合	変更後	
変更・中止の理由			
変更・中止の年月日	年 月 日(予定)		
補助金 (変更の場合のみ記入)	補助金交付決定額		円
	変更交付決定額		円
	差引増減額		円
添付書類	1 変更事業計画書(様式第3号)(変更の場合) 2 その他申請内容を確認するのに必要な書類		

様式第6号（第9条関係）

津山市建築物耐震診断等事業実績報告書

年 月 日

津山市長 殿

住 所
氏 名
電話番号

年 月 日付け津山市指令 第 号により補助金の交付決定を受けた耐震診断等事業が完了したので、津山市建築物耐震診断等事業費補助金交付要綱第9条の規定により、次のとおり報告します。

指 令 年 月 日	年 月 日
決定通知書の指令番号	津山市指令 第 号
事 業 区 分	<input type="checkbox"/> 木造住宅耐震診断事業 <input type="checkbox"/> 耐震診断（ <input type="checkbox"/> 一般診断法 ・ <input type="checkbox"/> 精密診断法） <input type="checkbox"/> 補強計画及び計画後診断 （ <input type="checkbox"/> 一般診断法 ・ <input type="checkbox"/> 精密診断法） <input type="checkbox"/> 戸建住宅耐震診断事業 <input type="checkbox"/> 建築物耐震診断事業 <input type="checkbox"/> 避難路沿道建築物耐震診断事業
建 築 物 の 所 在 地	津山市
補助事業着手年月日及び完了年月日	着手年月日 年 月 日 完了年月日 年 月 日
交 付 決 定 額	円
既 交 付 額	円
補助対象の経費精算額	円
補 助 事 業 の 経 過 及 び 内 容	
添 付 書 類	1 事業実績明細書(様式第7号) 2 契約書の写し 3 契約代金支払等を証する書類(領収書の写し等) 4 耐震診断等の結果報告書(既存住宅性能表示制度に係る性能評価以外の場合は評価機関による評価書の写しを添えること)ただし、岡山県木造住宅耐震診断マニュアルによる耐震診断等にあつては、1及び2の添付を要しない。
備 考	※報告事項審査結果(担当課)

注 ※印の欄は記入しないでください

事業実績明細書

既存建築物名称

区分	事業内容	①事業費 (円)	②補助対象 事業費 (千円)	③補助対象 経費 (千円)	補助対象経費内訳 (千円)	
					④補助金額 (千円)	⑤申請者負担額 (千円)
耐震診断等	※耐震診断等の結果（数値及び所見の概要）を記入すること。					
合 計						

- ※1 ①事業費は、耐震診断等についての委託契約額
- 2 ②補助対象事業費は、契約額のうち補助対象外の項目の費用を除いた額（1,000円未満切捨て）
- 3 ③補助対象経費は、②の補助対象事業費（消費税仕入控除税額が含まれる場合にあつては、当該消費税仕入控除税額を控除した額）と下記の補助対象経費限度額とを比べて小さい方の額（1,000円未満切捨て）
- 補助対象経費限度額 一戸建ての住宅（避難路沿道建築物を除く。以下同じ。）
→136,000円に住宅の棟数を乗じて得た額
- 一戸建ての住宅以外の全ての建築物（避難路沿道建築物を除く。以下同じ。）
- | | |
|---|--|
| { | (1) 1,000㎡以内のとき →3,670円に面積（㎡）を乗じて得た額 |
| | (2) 1,000㎡を超えて2,000㎡以内のとき →3,670,000円に、1,570円に1,000㎡を超える部分の面積（㎡）を乗じて得た額を加えた額 |
| | (3) 2,000㎡を超えるとき →5,240,000円に、1,050円に2,000㎡を超える部分の面積（㎡）を乗じて得た額を加えた額 |
- 避難路沿道建築物 →委託契約額
- 4 ④補助金額は、③×2/3（1,000円未満切捨て）の額と下記の補助限度額とを比較していずれか少ない方の額
- 補助限度額 一戸建ての住宅 →88,000円に住宅の棟数を乗じて得た額
- 一戸建ての住宅以外の全ての建築物 { (1) 指示対象建築物 →1棟につき3,000,000円
(2) (1)以外のもの →1棟につき1,500,000円
- 避難路沿道建築物 →③の額から耐震対策緊急促進事業補助金の額を控除した額以内
- 5 ⑤申請者負担額は、③-④の額

様式第8号（第10条関係）

津山市建築物耐震診断等事業補助金交付請求書

年 月 日

津山市長 殿

住 所

氏 名

電話番号

津山市建築物耐震診断等事業費補助金交付要綱第10条第2項の規定により、次のとおり請求します。

指 令 年 月 日	年 月 日
決定通知書の指令番号	津山市指令 第 号
補 助 の 名 称	津山市建築物耐震診断等事業費補助金
事 業 区 分	<input type="checkbox"/> 木造住宅耐震診断事業 <input type="checkbox"/> 一般診断法(現況) <input type="checkbox"/> 一般診断法(補強計画及び計画後診断) <input type="checkbox"/> 精密診断法 <input type="checkbox"/> 戸建住宅耐震診断事業 <input type="checkbox"/> 建築物耐震診断事業 <input type="checkbox"/> 避難路沿道建築物耐震診断事業
建 築 物 の 所 在 地	津山市
交 付 決 定 額	円
交 付 確 定 額	円
既 交 付 額	円
補 助 金 請 求 額	円
添 付 書 類	補助金交付確定通知書の写し
備 考	

※木造住宅耐震診断等事業（精密診断法による耐震診断等を除く。）の補助金は、同要綱第11条第3項の規定による代理受領制度により、一般社団法人岡山県建築士事務所協会が受領します。